

魚津市告示第78号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第124号）の
一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第10条（略） 別表（第3条関係）【別記】 様式第1号－様式第5号（略）	第1条－第10条（略） 別表（第3条関係）【別記】 様式第1号－様式第5号（略）

【別記】

改正後

別表（第3条関係）

事業名	補助率又は補助金額	対象及び条件
(略)		
9 魚津市漁業担い手 育成・確保支援	新規就業者給付金 <u>(1) 新規就業時</u> <u>100千円</u> <u>(2) 新規就業か</u> <u>ら6か月経過時</u> <u>100千円</u>	<u>(対象)</u> 令和6年度以降新規に魚津市の漁業（海上作業）に従事する満60歳未満の魚津市在住者（魚津漁業協同組合正組合員又は富山県鮭鱒漁業協同組合の組合員の所有する漁船に乗船する者で、漁業従事継続中のものに限る。ただし、アルバイト及び漁業研修者を除く。） <u>(条件)</u> 新規就業から6か月経過時に支給する新規就業者給付金の支給を受けた者は、新規就業から12か月を経過する日まで継続して漁業（海上作業）に従事すること。

【別記】

改正前

別表（第3条関係）

事業名	補助率又は補助金額	対象及び条件
(略)		

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。